この資料は業務の参考のための仮訳です。 利用者が当情報を用いて行う行為については、 利用者の責任でお願いいたします。

横浜植物防疫所

植物検疫措置に関する国際基準

ISPM 10

有害動植物無発生生産地及び有害動植物無発生生産用地の設定 に関する要件

1999 年採択; 2016 出版

FAO は、本書の内容の使用、複製及び配布を奨励する。FAO を情報源及び著作権者として示し、かつ FAO が使用者の見解、製品又はサービスの内容を支持するかのような表現を避ける限りにおいて、私的な調査、研究、教育、非商業的な製品又はサービスでの使用を目的とするのであれば、内容の複写、ダウンロード及び印刷を行ってもよい。

この ISPM を複製する場合には、この ISPM の最新採択版が www.ippc.int でダウンロードできることを付記すること。

翻訳、翻案権、転売その他の商業利用権に係る全ての問合せは www.fao.org/contact-us/licence-request を通じて行うか、copyright@fao.org に連絡すること。

FAO の様々な文献は、FAO ウェブサイト(www.fao.org/publications)で入手が可能であり、また publications-sales@fao.org を通じて購入できる。

本書において使用している名称及び資料の表現は、いかなる国、領土、都市又は地域、若しくはその関係当局の法的又は開発上の地位に関する、又はその国境若しくは境界の決定に関する、国際連合食糧農業機関(FAO)のいかなる見解の表明を意味するものではない。特定の企業又は製品についての言及は、特許の有無にかかわらず言及のない類似の他者よりも優先して FAO に是認又は推奨されたものではない。

出版の過程

基準の公式な部分ではない

1995年10月 EWGが文書草案を作成した

1996年 5月 CEPM-3で有害動植物無発生生産用地の項目を追加、文書草案(1996-001)を修正した

1997年10月 CEPM-4で文書草案を修正、MCが承認した

1998年 MCに送付

1999年 5月 CEPM-6で採択のため、文書草案を修正した

1999年10月 ICPM-2で基準を採択した

ISPM 10. 1999年 有害動植物無発生生産地及び有害動植物無発生生産用地の設定に関する要件 FAO. IPPC. ローマ

2010年 7月 IPPC事務局は、CPM-5 (2010)で言及されたインク修正を適用した。

2015年 6月 IPPC事務局は、インク修正を編入し、CPM-10 (2015)以降の基準手続きを廃止、基準を再構成した。

出版の過程の最近修正:2015年12月

目次

採択

序論

範囲

参照

定義

要件の概要

- 1. 有害動植物無発生生産地又は有害動植物無発生生産用地の概念
 - 1.1 有害動植物無発生生産地及び有害動植物無発生生産用地の適用
 - 1.2 有害動植物無発生生産地又は有害動植物無発生生産用地と有害動植物無発生地域の間の区別
- 2. 一般必要条件
 - 2.1 有害動植物無発生生産地又は有害動植物無発生生産用地の重要な要素
 - 2.1.1 有害動植物の特性
 - 2.1.2 生産地又は生産用地の特性
 - 2.1.3 生産者の運用能力
 - 2.1.4 NPPOの要件及び責任
 - 2.2 有害動植物無発生生産地又は有害動植物無発生生産用地の設定及び維持
 - 2.2.1 有害動植物無発生を設定するシステム
 - 2.2.2 有害動植物無発生を維持するシステム
 - 2.2.3 有害動植物無発生の設定及び維持の確認
 - 2.2.4 生産物の同一性、積荷の植物検疫上の安全性
 - 2.3 緩衝地帯の必要条件
- 3. 文書化及び見直し
 - 3.1 一般記録
 - 3.2 植物検疫証明書への追記
 - 3.3 情報の提供

採択

この基準は、1999年10月の植物検疫措置に関する暫定委員会の第2会議で採択された。

序論

範囲

本基準は、植物、植物生産物及びその他の規制品目の植物検疫輸入要件に合致する病害虫リスク管理の選択肢として、有害動植物無発生生産地及び有害動植物無発生生産用地の設定及び利用についての要件を記述する。

参照

現基準は、植物検疫措置に関する国際基準 (ISPMs) を参照する。ISPMs は、International Phytosanitary Portal (IPP) https://www.ippc.int/coreactivities/standards-setting/ispms で入手できる。

IPPC. 1997. International Plant Protection Convention. Rome, IPPC, FAO.

定義

この基準で使用されている植物検疫用語の定義は、ISPM 5(植物検疫用語集)に記載されている。

要件の概要

この基準では、植物、植物生産物及びその他の規制品目が、有害動植物無発生生産地から輸入される時に、特定の有害動植物が付着していないこと及び植物検疫輸入要件に合致していることを、輸出国が輸入国に保証できるようにするために「有害動植物無発生」という概念を用いる。生産地のうちの明確に分けることのできる一部が別単位として管理され、特定の有害動植物無発生が維持できる状況にある場合、有害動植物無発生生産用地と見なしてよい。有害動植物無発生生産地又は有害動植物無発生生産用地要件を使用することは、有害動植物の生態、生産地の特性及び生産者の運用能力並びに国家植物防疫機関(NPPO)の義務及び責任に係る条件に左右される。

NPPO による植物検疫措置としての有害動植物無発生生産地又は有害動植物無発生生産用地の設定及び維持に関する条件は、以下のものがある:

- 有害動植物無発生を設定するシステム
- 有害動植物無発生を維持するシステム
- 有害動植物無発生が達成又は維持されていることの確認
- 生産物が積荷と同一であること及び積荷の植物検疫上の安全性

必要に応じて有害動植物無発生生産地又は有害動植物無発生生産用地には、適切な緩衝地帯の設定 及び維持も含む。

有害動植物無発生生産地又は有害動植物無発生生産用地のサポートに求められる行政機関の行動には、システムの文書化及び取られた措置に関する適切な記録の保管が含まれる。NPPOの行う見直し及び監査の手続きを行うことは、有害動植物無発生を保証すること及びシステムを評価することに不可欠である。二国間の合意又は取り決めも必要になるかもしれない。

- 1. 有害動植物無発生生産地又は有害動植物無発生生産用地の概念
- 1.1 有害動植物無発生生産地及び有害動植物無発生生産用地の適用

ISPM 10-4 国際植物防疫条約

「有害動植物無発生生産地」とは、「ある特定の有害動植物が発生していないことが科学的な証拠により証明され、必要な場合には、この状態がある一定期間、公的に維持されている生産地」のことである。それは輸入国から要求された場合、輸出国が生産される及び/又は移動される植物、植物生産物及びその他の規制品目の積荷について、その生産地で適切な期間以上に有害動植物の不在を示すことで、関係する有害動植物がいないことの保証を規定する方法である。有害動植物無発生は、調査及び/又は生育中の検査によって設定され、また、生産地へ有害動植物の入り込みを防ぐためのその他必要なシステムによって維持される。その実施は、適切な文書資料によって補強される。

関連する有害動植物、現地の状況及び輸入国にとって受入れ可能な危険度の水準に応じて、適切な保護の水準は、輸出年の単なる生育中の検査から、数年間継続して行う調査や補完的な手続きの組合せにいたるまで、様々な強度の検疫措置によって達成することができる。

有害動植物無発生生産地の概念は、ひとつの生産単位として運営されている土地やほ場の集まりに適用することができる。生産者は、必要とされる措置を生産地全体に適用する。

生産地のある一部を、生産地内のある区別した単位として管理可能な場合、そこは有害動植物無発生用地としての定義を維持することが可能である。このような状況では、生産地は有害動植物無発生生産用地を含むものと見なされる。

有害動植物の生物学的特性によって、隣接地域から生産地又は生産用地に入り込む恐れをもつ場面では、適切な植物検疫措置が適用された生産地又は生産用地の周囲に、緩衝地帯を設定する必要がある。緩衝地帯の範囲及び植物検疫措置のあり方は、有害動植物の生物学的特性及び生産地又は生産用地の個別の特性により定められることとなる。

1.2 有害動植物無発生生産地/有害動植物無発生生産用地と有害動植物無発生地域との区別

有害動植物無発生生産地の概念は、有害動植物無発生地域の概念とは性質が異なる(ISPM 4 (有 害動植物無発生地域設定のための要件)参照)。有害動植物無発生地域は、有害動植物無発生生産地と同じ目的を持つが、異なる方法で実施される。有害動植物無発生生産地と有害動植物無発生地域との区別は、有害動植物無発生生産用地にも同様に当てはまる。

有害動植物無発生地域は、生産地よりずっと大きく、多数の生産地があり、国全体又は数カ国の一部にまで及ぶ場合もある。有害動植物無発生地域は、自然そのままの境界又は適切な通常の広い緩衝地帯によって隔てられ得る。有害動植物無発生生産地には、懸念されている有害動植物が広く発生しているものの、直接の近接地に緩衝地帯を作り、隔てられた地域に位置している場合がある。有害動植物無発生地域は、通常、長年にわたり絶え間なく維持されているが、有害動植物無発生生産地のステータスは、一回または数回の生育期だけ維持される場合がある。有害動植物無発生地域は輸出国の NPPO により全体が管理される。有害動植物無発生生産地は生産者によって個別に管理され、NPPO の監督責任下にある。有害動植物無発生地域で有害動植物が見つかった場合、地域全体のステータスが論点となる。有害動植物無発生地域で有害動植物が見つかった場合、その生産地はそのステータスを失うが、同一システムを運用している地域内の他の生産地は、直接影響を受けない。これらの区別は、個々の事例に常に当てはまるとは限らない。有害動植物無発生地域内に位置している生産地は、事案によっては有害動植物無発生生産地の要求を満たせる場合があるが、輸入国が確認を要求することもある。

管理上の選択肢としての有害動植物無発生生産地又は有害動植物無発生地域を選択することは、懸念されている有害動植物の輸出国における実際の分布、有害動植物の特性及び管理上の検討すべき 事項に左右されることとなる。どちらのシステムでも要求された有害動植物無発生を保証すること を提供可能である:

有害動植物無発生地域は主として、多数の生産地を含む地域に共通の措置を適用することによって、 無発生を保証する;有害動植物無発生生産地は主として、検査や調査の管理手続きをその場所に特 に集中的に行っている事実によって、無発生を保証する。

2. 一般必要条件

2.1 有害動植物無発生生産地又は有害動植物無発生生産用地の重要な要素

生産地又は生産用地が有害動植物無発生であることを保証できる見込みは、以下に左右される:

- 有害動植物の特性
- 生産地及び生産用地の特性
- 生産者の運用能力
- NPPO に要求されるもの及び責任能力

2.1.1 有害動植物のもつ特有の特徴

生産地又は生産用地については、有害動植物のもつ特有の特徴がそれにふさわしい場合には、ある有害動植物について必要とされる無発生証明を保証することでの無発生を宣言することができる。 ふさわしい特徴には以下のようなものが含まれうる。:

- 有害動植物(あるいは必要な場合にはそのベクターも)の自然下でのまん延速度が遅く、また、 その距離が短い
- 有害動植物の人為的まん延の可能性が限定的
- 有害動植物の寄主範囲が限定的
- 有害動植物が前シーズンから生存する見込みが相対的に低い
- 有害動植物の繁殖率は中又は低い
- 適当な時期に、肉眼検査ほ場又は研究室での検定のいずれかで、十分に感度の高い有害動植物検 出方法が利用可能
- 有害動植物の生物学的特性(例えば潜在性)及び生産地における管理上の要素により、その有害動植物の発見が最大限妨げられないこと。

有害動植物の防除や管理のための効果的、実際的な措置を利用できることも、有害動植物無発生生産地又は有害動植物無発生生産用地を設定及び維持することに有利にはたらく。

2.1.2 生産地又は生産用地の持つ固有の特徴

「生産地」の基本的定義が満たされるべき(すなわち、単一の生産単位又は農業単位として管理されること)である。懸念されている有害動植物及び局所的な事情によっては、生産地、生産用地(必要に応じて緩衝地帯も)が、以下のある特徴が必要になることがある:

- 適切に隔てられ、考えられる有害動植物の感染源から十分な距離がある場所(有害動植物が移動する際の障害として機能しうる物理的特徴は有利にはたらく)
- 公的に認められた境界線を含む明確な境界設定
- 緩衝地帯の利用(必要な場合)
- 生産地又は生産用地内に、輸出条件を満たすもの以外の有害動植物の寄主がないこと
- 緩衝地帯(必要な場合)に有害動植物の寄主がないこと、又はこれら寄主の有害動植物が適切に 防除されていること。

2.1.3 生産者の運用能力

生産者は、生産地又は生産用地への有害動植物の侵入を防ぎ、適切な植物検疫措置の適用によって有害動植物無発生を維持する十分な能力がある旨、NPPOにより判断されるよう、管理・技術・運

ISPM 10-6 国際植物防疫条約

用能力を明確に明示すべきである。また必要な場合には、生産者又は NPPO は緩衝地帯にも適切な 植物検疫措置を適用できる能力を持つべきである。

2.1.4 NPPO に要求されるもの及び責任能力

NPPO は、有害動植物無発生生産地又は有害動植物無発生生産用地が、必要とされた有害動植物無発生の保証を得る宣言のために、生産者が満たさなければならない個々の要件を明確にするべきである。NPPO は、有害動植物無発生を確認する調査、検査及びその他のシステムに責任を負う。その管理システムは一般に広く知られており、いかなる有害動植物及び寄主についてでも、どの国でも使われうる。必要に応じて、NPPO はこれらの管理システムに関する訓練を提供するかもしれない。NPPO は、条件に合致することを満たせるよう、植物検疫輸入要件のチェック及び/又は相互的な条件の設定をすべきである。

2.2 有害動植物無発生生産地又は有害動植物無発生生産用地の設定及び維持

有害動植物無発生生産地又は有害動植物無発生生産用地の設定及び維持において、NPPO が検討すべき主な構成要素は、以下の四つである:

- 有害動植物無発生を設定するシステム
- 有害動植物無発生を維持するシステム
- 有害動植物無発生が達成又は維持されていることの確認
- 生産物が積荷と同一であること、積荷の植物検疫上の安全性

2.2.1 有害動植物無発生を設定するシステム

NPPO は通常、有害動植物無発生と宣言された後の生産地又は生産用地の設定条件を、生産者に明示すべきである。このような要件は、生産地又は生産用地(必要な場合には緩衝地帯も)の特徴及び生産者の運用能力に関係することになる。特定の措置がとられることを確保するため、生産者(又は所属組織)と NPPO の間に正式な合意が必要なこともある。

場合によって、NPPOは、積荷へ輸出用の証明年の一年又はそれ以上前に、公的な調査で有害動植物無発生を確認するよう要求することがある。このような無発生の確認に使われる方法は、輸出年の無発生の確認に使われる方法と同じかあるいは異なる場合がある(セクション 2.2.3 参照)。また他の場合では、NPPOは、生産年に有害動植物無発生を確認することのみを要求することもある。いずれの場合も一般的に、NPPO及び生産者の目的は生産地又は生産用地の有害動植物無発生ステータスを数年にわたり連続的に維持していくことになる。有害動植物無発生を示した有害動植物無発生生産地若しくは有害動植物無発生生産用地又は緩衝地帯において、有害動植物が見つかった場合の無発生ステータスの取り消し、及びその後の有害動植物無発生ステータスの再設定及び確認についての明確な規定は、原因の調査及び将来的な不成功を防ぐための措置の検討を含めて作成しておくべきである。

有害動植物無発生生産用地を設定する場合、境界設定調査を用いて、それらの範囲を決定することができる。

2.2.2 有害動植物無発生を維持するシステム

NPPO は一般に、生育期の前及び/又は生育中の生産地又は生産用地(及び、必要な場合、緩衝地帯) に明確な措置を適用するよう要求するべきであり、及び要件が満たされることを確保するため、生産地又は生産用地の全般的な管理責任を負う。それらの目的は、生産地又は生産用地への有害動植物の入り込みを防ぐこと、又は事前に発見前の発生を消すこととなる。措置には以下が含まれうる:

- 予防措置(例えば、有害動植物フリーの繁殖資材、他の寄主の除去)
- 排除措置(例えば、物理的障壁及び網掛け並びに装置、機械、植物、土及び栽培用資材に対する 防除)
- 有害動植物防除措置(例えば、栽培方法、処理、及び抵抗性品種)。

生産者には、以下が要求されるべきである:

- 有害動植物の発生疑い又は実際の発生について、NPPOに通報すること
- NPPO の指示する期間、栽培及び有害動植物防除の手続きに関する記録を保存すること。

2.2.3 有害動植物無発生の設定及び維持の確認

有害動植物無発生ステータスの確認は、有害動植物無発生生産地又は有害動植物無発生生産用地(必要な場合には緩衝地帯も)の有害動植物無発生ステータスを評価するための具体的な調査を引き受けた NPPO 職員、又は NPPO から正式な権限を与えられた者によって行われる。それらは、生育中検査の形をとることが最も多いが、他の検出方法(サンプリングを伴う研究室での検定、トラップ調査、土壌検定など)がある。

有害動植物無発生ステータスは、既定回数又は複数回の検査又は検定によって確認してもよい(例えば、毎月三回の検査)。検査又はその他の手続きには、一生育期だけの場合や、複数シーズンを必要とする場合がある。生産地又は生産用地において、収穫された品目の検査又は検定が求められることがある。多年にわたり有害動植物無発生が要求されることや、その用地において前年に寄主植物の栽培が禁止されることもある。

確認手続きは計画通り行い、個々の分割した生産地の区画にも関連させるべきであり、有害動植物とその徴候によっては、全体を推定するか又はサンプルを取ることで実施することがある。有害動植物無発生生産地又は有害動植物無発生生産用地の周辺地域における有害動植物の発生率が、必要とされる調査の強度に影響を与え得る。

2.2.4 生産物が積荷と同一であること、積荷の植物検疫上の安全性

確認措置を行うには、生産物**が積荷と同一であること** (有害動植物無発生生産地まで確実にトレースできるラベリング)及び積荷の完全性を保つことが必要である。生産物に有害動植物がいない 状態は、収穫後まで維持されるべきである。

2.3 緩衝地帯の必要条件

必要な場合、有害動植物無発生生産地又は有害動植物無発生生産用地の設定及び維持には、生産地 又は生産用地に関連した緩衝地帯についての手続きがある。

緩衝地帯の範囲は、生育期間中に有害動植物が自然にまん延する見込みのある距離に基づき、NPPOが決定するべきである。モニタリング調査は、1またはそれ以上の生育シーズンにわたり適切な頻度で行われるべきである。NPPOは、緩衝地帯で有害動植物が見つかった場合にとるべき行動を命じることとなる。生産地又は生産用地の有害動植物無発生ステータスが取り消される場合、又は適切な防除措置が緩衝地帯内でも求められる場合がある。いずれの場合も前もって調査又は防除措置の方法が、検証されるべきである。必要な場合には、有害動植物無発生が維持されていることの保証を補強するための適切な手続きを設定できる(現地における報告・通報及び公表、地方の条例、見つかった有害動植物の防除・除去)。

3. 文書化及び見直し

ISPM 10-8 国際植物防疫条約

有害動植物無発生生産地又は有害動植物無発生生産用地の設定及び維持のためにとられた措置(必要な場合、緩衝地帯でとられた措置も含む)は、適切に文書化し、定期的に見直すべきである。NPPOは、現場での監査、再調査及びシステム評価のための手続きを制定するべきである。

3.1 全般の記録

一般的に、有害動植物無発生生産地又は有害動植物無発生生産用地の設定、及び特定の有害動植物に関係する文書資料は、必要に応じて、NPPOが用いる行政上のシステムを通じて入手可能な状態とすべきである。これには、採用されたサーベイランスシステム(検査、調査及びモニタリングを含む)の詳細、有害動植物が存在することへの行動手順(是正措置計画)の詳細並びに生産物が積荷と同一であることの詳細及び積荷の植物検疫上の安全性を確保するための手続きを含む。

文書資料はまた、必要に応じて、個々の生育期の有害動植物無発生ステータスの承認に関係する生産地又は生産用地及び関連する緩衝地帯でとられた具体的な行動に関して、調査結果及び有害動植物の管理記録(例えば、処理の種類及び日付、抵抗性品種の使用)も含め、利用可能な状態にするべきである。

有害動植物無発生ステータスの取消及び復活手続きは文書化されるべきである。

有害動植物無発生が求められることを理由として、有害動植物無発生生産地又は有害動植物無発生生産用地の設定及び維持に、措置の組合せが要求されるならば、業務上の計画が必要とされることがある。必要に応じて、このような計画は、関係する生産者及び貿易業者の役割と責任も含めて、システムの運用に必要とされる具体的詳細を記している二国間の合意又は取り決めに基づいて定められることとなる。

3.2 植物検疫証明書への追記

NPPO が行う積荷への植物検疫証明書の発給は、有害動植物無発生生産地又は有害動植物無発生生産用地の要件が満たされたことの確証になる。輸入国はこの趣旨の適切な追記を植物検疫証明書に記載するよう求めることができる。

3.3 情報の提供

輸出国 NPPO は、要請に応じて、有害動植物無発生生産地又は有害動植物無発生生産用地の設定及び維持を行った理論的説明を、輸入国 NPPO が利用できるようにすべきである。二国間の合意又は取り決めで規定する場合、輸出国の NPPO は、有害動植物無発生生産地又は有害動植物無発生生産用地の設定又は取消に関する情報を、輸入国の NPPO へ迅速に提供するべきである。